

## 愛知県特定不妊治療費助成制度

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精または顕微授精)を受けられた夫婦に、その費用の一部を助成する制度です。

- 助成対象医療** 愛知県またはほかの自治体の指定医療機関で受けた特定不妊治療  
(ただし、文書料・食事療養費標準負担額・個室料など、治療に直接関係しない費用は除く)
- 助成対象者** 特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された方のうち、次のいずれにも該当する夫婦
- ①治療開始時点で婚姻している法律上の夫婦であること
  - ②申請時点で夫または妻のいずれか一方または両方が愛知県(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く)に住所を有していること
  - ③夫婦合算の所得金額が730万円未満であること
  - ④治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること
- 助成額** 1回の治療につき15万円を上限に助成します。ただし下記(1)～(3)に該当する場合は次のとおりです。
- (1)次の①②の治療の場合は、1回の治療につき7万5千円を上限に助成
    - ①以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
    - ②採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため治療中止
  - (2)初回の治療にかぎり、1回の治療につき30万円を上限に助成(ただし(1)の①②の治療を除く)
  - (3)特定不妊治療に付随して、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円を上限として助成(ただし(1)の①の治療を除く)
- 助成回数** 初めて助成金申請した際の治療開始日の妻の年齢によって次のとおりとなります。なお、通算回数には平成27年度までに助成を受けた回数を含みます。
- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| (1)当該年齢が <b>40歳未満</b>      | <b>通算6回</b> |
| (2)当該年齢が <b>40歳以上43歳未満</b> | <b>通算3回</b> |

問合せ先 衣浦東部保健所 総務企画課 ☎ 21-4778

## 衣浦東部広域連合NEWS

平成28年第2回衣浦東部広域連合議会臨時会が、平成28年12月26日に広域連合議場(刈谷市役所)において開催されました。

議会では、以下の3件の条例制定について、原案どおり可決されました。

- ・衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ・衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ・衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今回選出の衣浦東部広域連合議会議員(議席番号順、敬称略)

知立市選出議員 水野 浩、神谷 文明

問合せ先 衣浦東部広域連合総務課 ☎ 63-0131